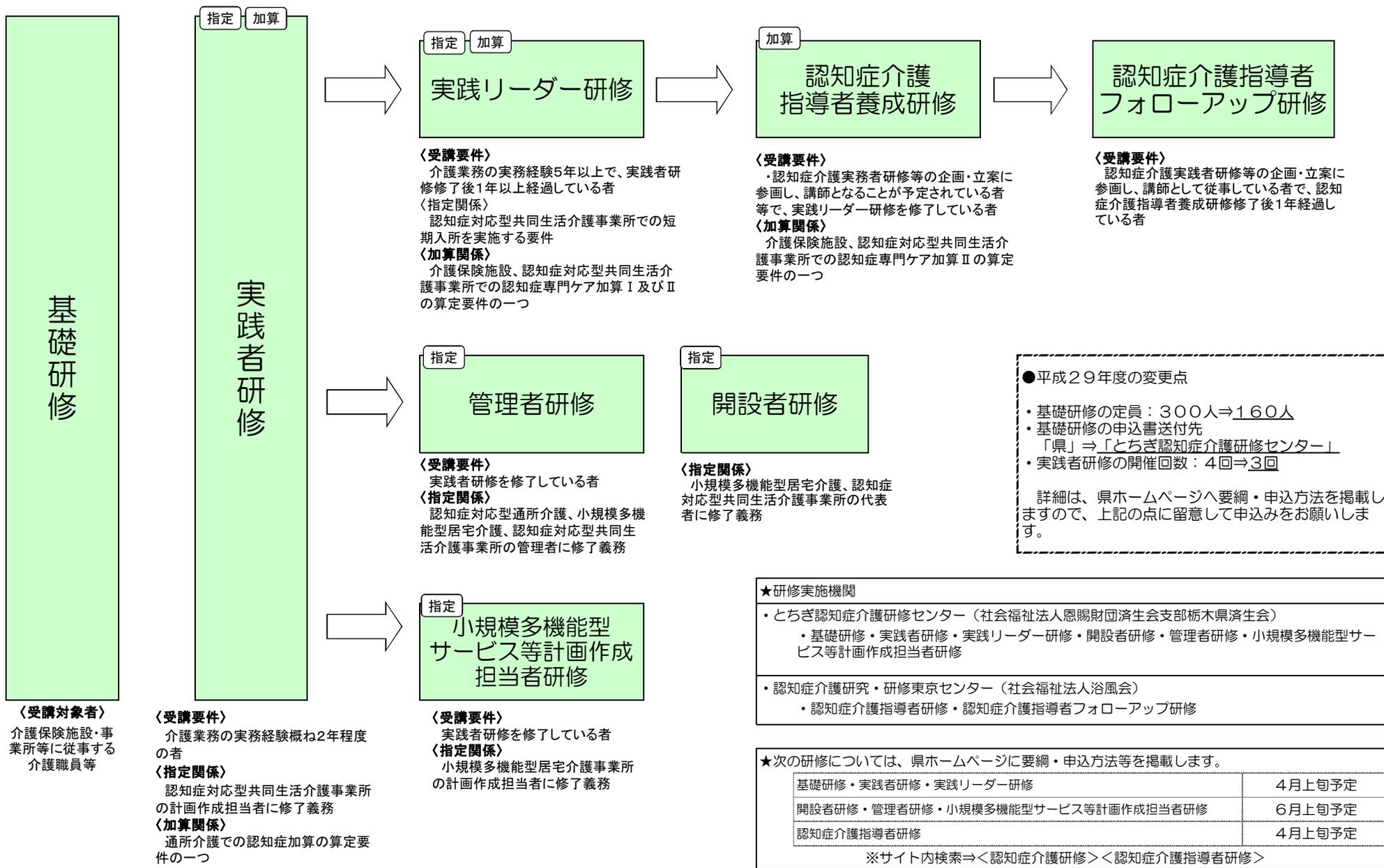


認知症介護研修



基礎研修

〈受講対象者〉
介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等

指定 加算
実践者研修

〈受講要件〉
介護業務の実務経験概ね2年程度の者
〈指定関係〉
認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者に修了義務
〈加算関係〉
通所介護での認知症加算の算定要件の一つ

指定 加算
実践リーダー研修

〈受講要件〉
介護業務の実務経験5年以上で、実践者研修修了後1年以上経過している者
〈指定関係〉
認知症対応型共同生活介護事業所での短期入所を実施する要件
〈加算関係〉
介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業所での認知症専門ケア加算Ⅰ及びⅡの算定要件の一つ

加算
認知症介護指導者養成研修

〈受講要件〉
・認知症介護実務者研修等の企画・立案に参画し、講師となることが予定されている者等で、実践リーダー研修を修了している者
〈加算関係〉
介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業所での認知症専門ケア加算Ⅱの算定要件の一つ

認知症介護指導者フォローアップ研修

〈受講要件〉
認知症介護実践者研修等の企画・立案に参画し、講師として従事している者で、認知症介護指導者養成研修修了後1年経過している者

指定
管理者研修

〈受講要件〉
実践者研修を修了している者
〈指定関係〉
認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業所の管理者に修了義務

指定
開設者研修

〈指定関係〉
小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業所の代表者に修了義務

●平成29年度の変更点

- ・基礎研修の定員：300人⇒160人
- ・基礎研修の申込書送付先「県」⇒「とちぎ認知症介護研修センター」
- ・実践者研修の開催回数：4回⇒3回

詳細は、県ホームページへ要綱・申込方法を掲載しますので、上記の点に留意して申込みをお願いします。

指定
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

〈受講要件〉
実践者研修を修了している者
〈指定関係〉
小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者に修了義務

★研修実施機関

- ・とちぎ認知症介護研修センター（社会福祉法人恩賜財団済生会支部栃木県済生会）
 - ・基礎研修・実践者研修・実践リーダー研修・開設者研修・管理者研修・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- ・認知症介護研究・研修東京センター（社会福祉法人浴風会）
 - ・認知症介護指導者研修・認知症介護指導者フォローアップ研修

★次の研修については、県ホームページに要綱・申込方法を掲載します。

基礎研修・実践者研修・実践リーダー研修	4月上旬予定
開設者研修・管理者研修・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	6月上旬予定
認知症介護指導者研修	4月上旬予定

※サイト内検索⇒<認知症介護研修><認知症介護指導者研修>